

諸 手 当 一 覧

給与の種類	支給条件		支給日	備考	
	支給対象者	支給率又は支給額			
給料の調整額	特殊学校の教員(特殊免許状の有無に関係なし)	給料月額×8%	給料の支給日		
教職調整額	義務教育諸学校等の教育職員に対し、その職務と勤務状態の特殊性に基づいて支給される手当であり、次の教育職員に支給する。 職務の等級が2等級、3等級の者	$\left. \begin{array}{l} \text{給料月額} \times 4\% \\ \text{校長等1等級の者には給料として} \\ \text{定額支給} \\ \text{小・中学校} \cdots \cdots 3,100\text{円} \\ \text{高校等} \cdots \cdots 3,200\text{円} \end{array} \right\}$	同上	47.1.1から 47.4.1から 改定	
手	1 給料の特別調整額(管理職手当)	教育次長……………→ 給料月額×20% 課長相当職員……………→ 同上×16% 校長……………→ 同上×12% 教頭、定時制、通信制主事……………→ 同上×8%	同上	47.1.1から	
	2 初任給調整手当	大学または大学院修士課程修了後、4年以内、博士課程終了後、3年以内に採用された者 (1) 第1種手当……………→ 高等学校または工業実習の免許状を有して工業の教科を担当する教諭 1年目……………2,500円 2年目……………2,000円 3年目……………1,500円 4年目……………1,000円 5年目……………500円 (2) 第2種手当……………→ 第1種手当該当以外の小・中県立各学校の一般教科を担当する教諭 (注)行政職、および医療職(口)の給料表適用者についても教員に準じて支給される。 1年目……………1,000円 2年目……………700円 3年目……………400円	同上		
	3 扶養手当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者で次に掲げる者 (1) 配偶者(内縁を含む)……………→ 月額 2,400円 (2) 18才未満の子 第1子及び第2子……………→ 月額 800円 ただし配偶者を欠く第1子その他……………→ 月額 1,600円 (3) 18才未満の弟妹および孫……………→ 月額 400円 (4) 60才以上の父母および祖父母……………→ (5) 不具廃疾者……………→ (注)上記親族でも、年間所得が243,000円(月額20,250)程度以上あるときは、扶養親族とは認定できない。	同上	47.4.1から 改定	
当	4 通勤手当	住居と勤務公所の距離が2km以上ある者が次の交通機関または交通用具を利用して通勤する者 (1)交通機関……………→ (2) 交通用具……………→ (自転車等) (3) 交通機関と交通用具の併用者……………→	1ヵ月定期乗車券の額。ただし4,000円を越えるときは、越える額の1/2(2,000円限度)の額 2km以上6km未満 1,000円 6km以上10km未満 1,400円 10km以上15km未満 1,800円 15km以上20km未満 2,200円 20km以上25km未満 2,600円 25km以上30km未満 3,000円 30km以上35km未満 3,400円 35km以上 3,600円 1ヵ月定期乗車券の額+上記(2)の手当額。 ただし4,000円を越えるときは越える額の1/2(2,000円限度)の額を加算	同上 47.4.1から 改定 47.8.1から 改定	
	5 校長兼務手当	全日制独立高校の校長が、定時制独立高校の校長を兼務しているとき。	給料月額×8%	翌月の給料支給日	47.1.1から
特 殊 勤 務 手 当	昼間兼務手当	昼間課程を本務とする教育職員が夜間課程を兼務したとき、または夜間課程を本務とする教育職員が昼間課程を兼務したとき。	授業またはその補助を行なった時間1時間について400円	同上	46.10.1から
	通信教育添削手当	通信制の課程以外の課程を本務とする教育職員が通信教育の添削指導に従事したとき	添削件数が10件まで800円、10件をこえる1件ごとに70円加算	同上	同上
	通信教育面接指導手当	通信教育実施校の通信制課程以外の課程の教員および協力校の教員が通信教育の面接指導に従事したとき	面接指導1時間について500円	同上	同上
	夜間勤務手当	高等学校の夜間課程に勤務することを本務とする職員	月額 1,800円	同上	同上
	舎監手当	高等学校又は、特殊教育学校に置かれる寄宿舎の舎監を命じられている教員	勤務1回につき830円 自営者養成農業高校にあっては勤務1回につき1200円	同上	48.4.1 改定